

令和7年9月12日

各指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課長

指定障がい福祉サービス事業所等における事故発生時の
報告にかかる報告方法の変更について（通知）

平素より、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます

さて、指定障がい福祉サービス事業所において事故等が発生した場合の取扱いについては、令和5年3月30日付「指定障がい福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について（通知）」により通知させていただいたところですが、今般、事故発生時の報告方法について、次のとおり変更することとしましたので通知します。

記

1 変更内容

（1）報告方法について

これまで事故報告書は大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ）あてにメール又は郵送により提出いただいておりますが、大阪行政オンラインシステムでの報告に変更します。

大阪行政オンラインシステムでの報告は、下記URLからアクセスしてください。

【障がい福祉サービス】事故報告書の提出

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/90ddd97f-1572-48c4-876c-7eb559f041c2/start>

（2）変更日

令和7年9月16日（火）以降報告分より

2 その他

報告方法以外の内容については、従前どおり（令和5年3月30日通知）の取扱いから変更はありません。

（問い合わせ先）

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課（指導グループ）
電話番号：06-6241-6527